

函館市公共施設等総合管理計画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 公共施設等の更新等による将来的な財政負担の軽減や平準化を図り、長期的な視点で公共施設等を総合的かつ計画的に管理するため、函館市公共施設等総合管理計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進本部は、次の事項について協議するものとする。

- (1) 函館市公共施設等総合管理計画の推進に関すること。
- (2) その他公共施設等の管理等に係る重要なこと。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長および本部員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は財務部主管の副市長を、副本部長は他の副市長をもって充て、本部長は、推進本部を統括する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。
- 4 本部長は、必要に応じて第1項に掲げる者以外を部員に選任することができる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、必要に応じて関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庁内検討会議)

第5条 推進本部は、第2条に規定する協議事項を効率的に検討するため、庁内検討会議を設置することができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、財務部管理課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

副市長，企画部長，総務部長，財務部長，土木部長，都市建設部長， 教育委員会生涯学習部長，企業局上下水道部長
--